高石市事業所人権教育推進連絡協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、高石市事業所人権教育推進連絡協議会(以下「協議会」という。)といい、 事務局を高石市役所総務部人権・生活相談課内に置く。

(目的)

第2条 日本国憲法においては、基本的人権の尊重を中心の柱としており、不断の努力によ ってこれらを保持することはお互いの努めである。この観点に立って人権意識の高揚をは かり、明るい事業所づくりを積極的に推進することを目的とする。

(構成)

- 第3条 協議会は、次の者をもって構成する。
 - 1. 市内の事業所
- 2. 高石商工会議所
- 3. いずみの農業協同組合
- 4. 泉大津公共職業安定所
- 5. 泉大津労働基準監督署
- 6. 高石市人権擁護委員
- 7. 高石市教育委員会 8. 高石市

(事業)

- 第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1) 人権問題の啓発活動。
 - (2) 人権問題に関する情報、資料の交換配布。
 - (3) 関係行政機関及び団体との交流。
 - (4) その他目的達成に必要な事業。

(役 員)

- 第5条 協議会に次の役員を置く。

 - (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名
 - (3) 会計 1名 (4) 会計監査 2名
 - (5) 幹事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- 2 役員は、第3条に掲げる者の中から役員会で決定し、全体会議に報告する。

(任 務)

- 第6条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 会計は、協議会の会計を掌る。
 - (4) 会計監査は、協議会の会計を監査する。
 - (5) 幹事は、協議会の企画運営に参画する。

(会 議)

- 第7条 協議会の全体会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決定する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会)

- 第8条 役員会は協議会の執行機関で、第5条第1項に掲げる役員をもって構成し、会長が 必要と認めたときこれを召集する。
- 2 役員会の議長は会長が行う。
- 3 役員会の議決は、出席者の過半数により決定する。

(任 期)

- 第9条 役員の任期は2年とする。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行うも のとする。

(会 計)

- 第10条 協議会の経費は、市の補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

(規約の改正)

第11条 この規約は、役員会の議決を経て改正することができる。

(委任事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営及び事業の推進について必要な事項 は役員会において定めるものとする。

附則

- 1 この規約は、昭和58年6月1日より施行する。
- 2 昭和52年9月1日に設置した高石市事業所同和教育推進協議会規約は、この規約の 施行の日から廃止する。
- 3 昭和58年度に限り、会計年度は6月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。 附 則
- この規約は、昭和62年5月12日から施行する。

附則

この規約は、平成5年10月5日から施行する。

附則

この規約は、平成14年6月11日から施行する。 附 則

この規約は、平成16年6月4日から施行する。

附則

この規約は、平成21年5月12日から施行する。

この規約は、令和6年5月14日から施行する。